

川西市補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

川西市長 越 田 謙 治 郎

川西市規則第 10 号

川西市補助金等交付規則の一部を改正する規則

川西市補助金等交付規則（平成16年川西市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項後段を削り、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条1項の次に次の1項を加える。

2 補助事業者等は、補助事業等が2以上の市の会計年度にわたるときは、最終の会計年度以外の各会計年度が終了したときから起算して20日以内に、当該補助事業等の進捗状況を記載した複数年度補助事業等中間報告書（様式第4号の2）に前項各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

第16条中「第14条第1項」の次に「又は同条第2項」を加える。

様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第4号の2（別紙）

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第4号の2（第14条関係）

補助事業等中間報告書

年 月 日

川西市長

申請者の住所又は所在地

申請者

（団体の場合は、団体名及び代表者）

川西市補助金等交付規則第14条の規定により、補助事業等の進捗状況を次のとおり報告します。

補助金の名称	
交付決定額	円
既交付済額	円
補助事業等の実施状況	
補助事業等の成果	
添付書類	(1) 収支決算書 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類